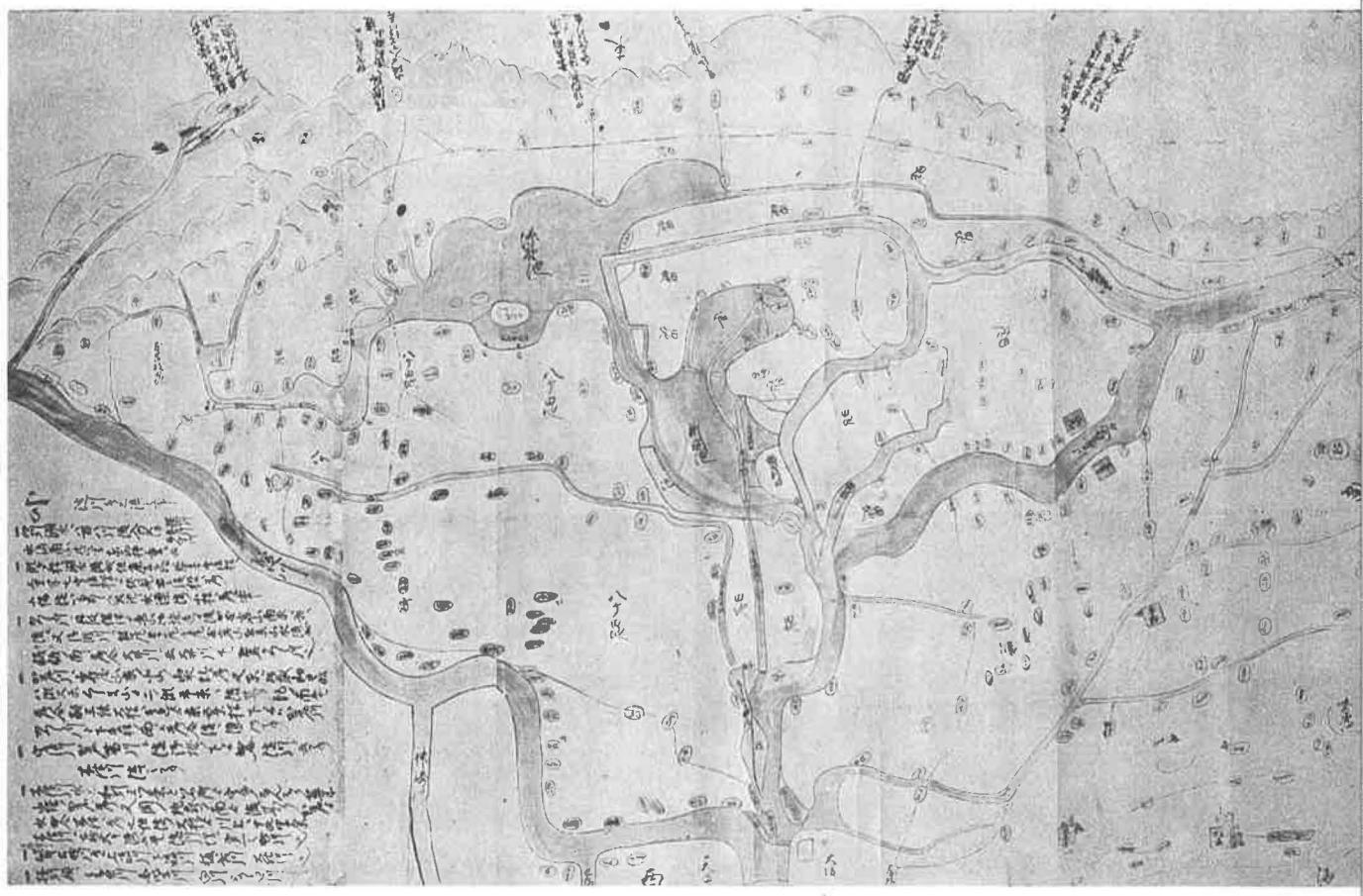


吉松新田会所跡調査報告

< 東大阪の歴史 2 >



1976.3

東大阪市遺跡保護調査会

目 次

I 調査に至る経過	2
II 位置と環境	2
III 新田の開発	3
IV 会所について	7
V 会所の建築	9
VI まとめ	12

例 言

1. 本報告は、東大阪市遺跡保護調査会が東大阪市教育委員会の委託を受けて実施した吉松新田会所跡の調査報告書である。
2. 調査は、建造物のみ東大阪市文化財専門委員林野全孝氏（京都府立大学教授）に依頼し、他は当調査会職員全員がこれにあたった。
3. 本報告の執筆は、建築の項を林野全孝氏に依頼し、編集および他の項は福永信雄が行なった。
4. 本報告作成にあたり市教育委員会文化財課、成尾節子氏の指導を受けたほか、伊東佳代子の協力を得た。また、図版に収載した写真は、建築物の内部を林野全孝氏、建築物外部および文書類を上野利明が撮影したものである。
5. 調査の実施にあたっては松田謹一、林兵助の各氏に多くの援助を賜った。記して謝意を表する。

I 調査に至る経過

吉松新田会所跡は、東大阪市吉松2丁目5番地に所在する江戸時代後期に造られた新田経営の跡を偲ばせる文化財である。従来よりこの地に会所跡が存在することがしられていたが、今日まで充分な調査が行なわれることなくその詳細は不明なままであった。^{注1}

今回、東大阪市教育委員会では長瀬北小学校の運動場を拡張するため会所跡の敷地を購入し、それを整地する話があり、当調査会へ事前調査の依頼があった。当調査会は、現在まで埋蔵文化財の調査を中心に行なってきたのであるが、以前よりその対象範囲を広く文化財全般におよぼす必要があると考えていた。このことから先の事前調査の依頼を受諾し、調査を行なうことにして決定したのである。

調査は、昭和51年1月24日から26日までの3日間にわたって実施し、会所跡の地形測量図、現状の写真撮影、建築物の間取図、民具および文書類の収集などを対象として行なった。

調査にあたっては、建築物の調査を東大阪市文化財専門委員林野全孝氏に依頼しその指導を受けたほか小若江在住の林兵助氏に色々と御援助を賜った。記して謝意を表します。

II 位置と環境

吉松新田は、かつての河内国渋川郡の北端、現在の東大阪市吉松地区一帯に存在していた。この新田のはば中央、長瀬川に面した吉松2丁目5番地に今回調査を行なった新田会所跡が存在していた。この付近は、中世において「吉松の渡し」と呼ばれる渡し場があった所であり、元来は旧長瀬川の河川敷であった。

宝永元年から2年にかけて行なわれた大和川付け替え工事に伴って旧大和川やそれに連なる深野池、新開池の多くが干上がりその河川敷や付近の低湿地に数多くの新田が開かれた。有名なものに深野池、新開池を開いた鴻池新田や旧長瀬川の河床に造った金岡新田がある。吉松新田もこの時に旧長瀬川の河川敷に開かれた新田の一つである。したがってまず旧大和川及び大和川付け替え工事についてここに簡単に触れておきたい。

元来、大和川は源を奈良県の初瀬川に発し同県下において佐保川、飛鳥川、龍田川などの諸流を合わせて亀ノ瀬峡谷をへ、大阪府の柏原に出る。ここで石川と合流し北に向って流れ八尾市の二俣で、長瀬川と玉串川に分かれる。玉串川は東大阪市英田で菱江川と吉田川になり吉田川は、深野池、新開池にそいでいた。

このような川の流れは、河内がその名の通り土地が低湿であったことに起因する。このため古

来より河川の氾濫があいつぎ「大阪府全誌」^{注2}によれば江戸時代に入った元和から元禄までの60年間に10数回にわたる大小の洪水が起っている。このため困りはてた河内地方の百姓達は、中甚兵衛を代表として現在のような大和川の流れに替えるよう幕府に50余年の間願い出、数々の困難に打ち勝ちついに大和川の付け替えに成功したのである。

吉松新田の隣接地には、北に菱屋西新田、南に金岡新田がありいずれも長瀬川河川敷に開かれた新田である。旧長瀬川は、その川幅を極度にせばめ現在では小川となっているが、付近に残る自然堤防が往時の面影を偲ばせている。またかつての吉松新田も現在では近鉄大阪線の長瀬駅がその範囲の中に存在するため、この駅を中心として市街化され完全な住宅地となってしまっている。

III 吉松新田の開発

吉松新田の開発について述べる前に、新田についてあらかじめ説明しておきたい。新田という呼称は、全国的に見ると地域によって少し異なっている。しかし、大阪平野において一般に新田という呼称が用いられるのは、江戸中期以降の大坂湾沿岸の川口の開発や、大和川付け替え工事あるいは、それ以降に開発されたものをもって新田という呼称を与えることが最も妥当なものとされている。吉松新田は、前記のように大和川付け替え工事を契機として開発さ

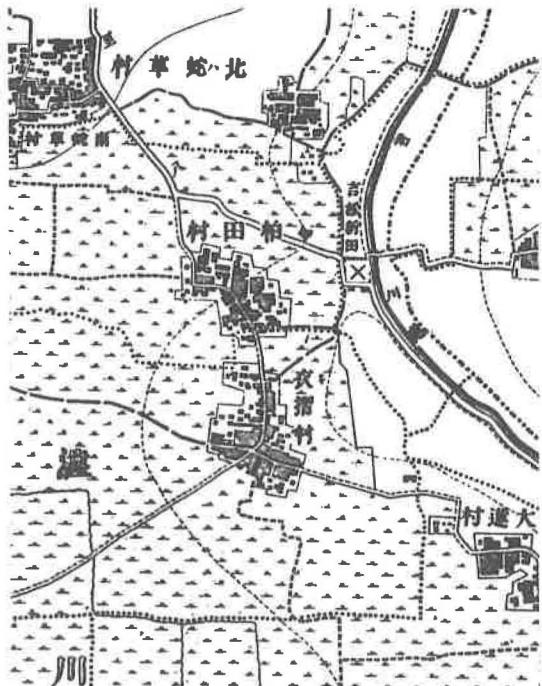


図1. 明治20年の周辺地形図 1:20000



図2. 現在の周辺地形図 1:10000

れたのであるから当然新田という呼称が用いられるのである。なお、新田に対して古田という呼称があるが、これは新田が開発される以前の田を呼ぶときに用いられる。

年 代	家数	人 口			地 主 名	支 配 人 名	そ の 他
		計	男	女			
天明 3	8	56	32	24	万屋治左衛門	善四郎	西暦1783年
	4	58	34	24	"	伊兵衛	
	5	53	31	22	河内屋小兵衛	"	
	6	64	32	32	"	"	
寛政 1	10	53	28	25	"	甚兵衛	西暦1789年
	6	55	29	26	竹田恒二郎 河合為之丞	源 助	地主 泉州泉郡府中村在
	7	63	33	30	" "	"	
	8	76	40	36	" "	"	
	9	77	39	38	" "	"	
	10	77	39	38	" "	"	
	11	76	37	39	" "	"	
	12	79	38	41	" "	喜右衛門	
享和 1	11	71	36	35	" "	代九郎兵衛	喜右衛門病気に付代九郎兵衛 西暦1801年
	2	74	38	36	" "	九郎兵衛	
	3	69	35	34	" "	"	
文化 2	11	57	34	23	" "	"	文化2年4月 兵助に新田譲り 渡し 西暦1805年
	3	57	34	23	兵 助	喜八 善兵衛	地主 小若江村在
	9	53	30	23	"	"	
	10	43	24	19	幾 松	"	幾松は兵助の息子
文政 7	11	21	13	8	"	兵助 庄左衛門	後見人俵助 西暦1824年
	10	21	12	9	円治郎	" "	幾松改名し円治郎 後見人俵輔
	11	23	13	10	"	"	
	12	20	13	7	"	"	
天保 9	9	28	11	17	延治郎	箕 助 幸次郎	西暦1838年 ※天保10年 伊丹屋に新田譲り 渡し 以降の記録なし

表 1. 新田の経営

(1) 開発の年代

吉松新田の開発年代に関する具体的な資料は現在残っていないが、林家文書の中に宝永5年^{注3}の検地帳が存在している。これより開発された年を大体推定することにする。大和川付け替え工事が宝永元年から2年の歳月を要したことはすでにしられている。また、記録が存在する近隣の鴻池新田や菱屋新田の鉢入年季の例から見て吉松新田も3年の免税期間が考えられる。こ^{注4}

のことから、吉松新田も近隣の2新田と同じく大和川付け替え工事終了とほぼ同時に、新田の開発も終っていたと考えられるのである。

(2) 開発の形態

吉松新田は、「大阪府全誌」や規矩家文書などによれば、大阪の末長甚兵衛が幕府に願い出て開発を許されたことがしられる。しかし、この末長甚兵衛なる人の住居も素姓も現在ではしきとができるない。ただ南接した金岡新田も同人と江戸の田中源七とが共同で開発したことがしられるのみである。

このように町人が幕府から新田開発の許可を得て開発した新田を町人請負新田と呼んでいる。町人請負新田以外に新田を開発する方法として大別すれば、村受新田と官営新田の2つがある。大和川付け替えに伴う新田開発は、一部を除いてほとんどが有力な大阪商人を背景とした町人請負新田である。

町人請負新田は、多くの場合有力な町人が幕府に願い出て人夫を使って荒地を開墾し、その土地を多くの出小作百姓と少数の下作百姓に貸し与え、その小作料をもって利益とするという今日でいう非常に企業的な新田開発である。このような新田開発を可能にしたのは、町人に財力がたくわえられ、町人の資本の投下場所として新田が最適であったからである。それとともに幕府が、江戸中期になって封建体制のゆるみによって生れた土地を持たない百姓を、再度土地に落ちつかせ封建体制を建て直す必要にせまられたためである。このような動きが明確になってくるのは元禄期以降である。

菊地利夫氏によれば、町人請負新田には、不完全企業型と完全企業型の2種があり前者は近畿地方においては江戸時代の初期に開発された。その形態は投資者が新田地主となって在村し、名主となり下作百姓には永小作権を与えて低い定免の小作料をとるか、普通小作権を与えて別にわずかな自作地を売り渡して所有させるという形態である。一方、後者は近畿地方などの先進地域に江戸時代中期から発生した形態で、新田経営を事業の一部と考え、新田支配人を派遣して新田地主とし、その下に下作百姓と出小作百姓が村落を作りあげ、下作百姓は普通小作権しかもたないで高率の小作料を毎年検見でとりあげられて再生産費しか残らないというものである。前者と後者の違いは、後者が巨費を投じて新田造成を行ない下作百姓に労力を負担させることができなかつたのに起因しているということである。

吉松新田の開発形態はこの両者のうちいずれの形態に入るか見てみよう。前記のごとく吉松新田は、大阪商人末長甚兵衛の申し出によって開発が許可されている。しかし、宝永5年の検地帳には、地主として甚兵衛の名は見えず、新平、桃八、ようの3人の地主名があげられている。しかし、この3人も享保6年の検地帳には見えず上田松之助の1人持になっている。それ以降の地主は約60年後、天明3年の万屋治左衛門まで記録が残っていないが、その後の記録^{注7}

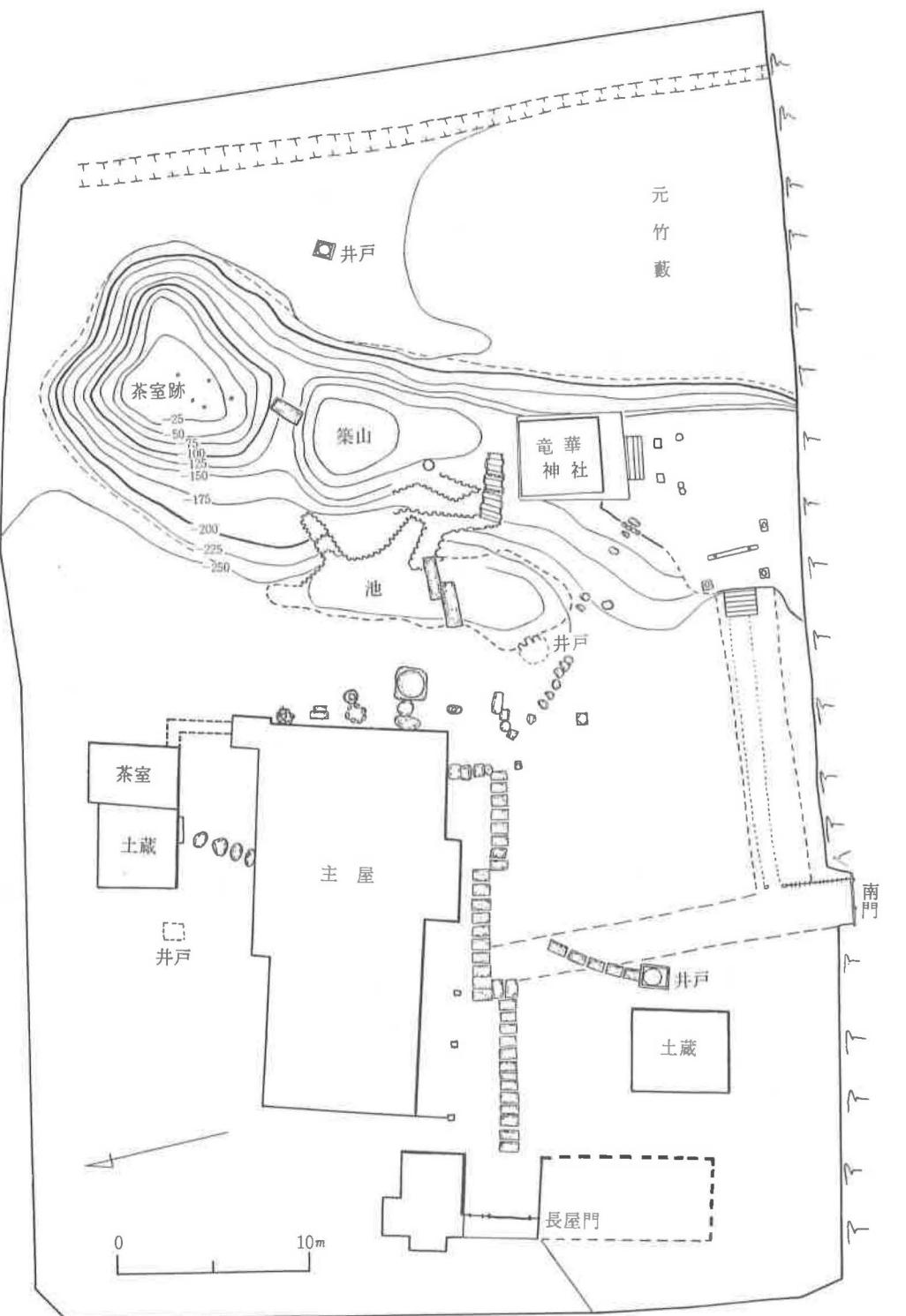


図3 会所跡平面図

から見て1人の地主が持っていたと考えられる。このことは、吉松新田の開発が開発者のみ末長甚兵衛であり、新田完成と同時に所有権は3人の地主おそらくは古村の有力な百姓に移ったことを示している。また、同じ末長甚兵衛が開発した金岡新田も同様の経過をたどったことがしられているので、吉松新田の経営は初期の段階では、何人かの有力な百姓達が共同で新田を所有する百姓寄合新田の形態をとっていたと考えられる。しかし、宝永5年から享保6年の間のある時期に上田松之助に移り、また通常の町人請負新田として経営されていくのである。

IV 会所について

町人請負新田の場合、新田の地主が地元に在住していないため、実際の経営や事務は支配人を任命してこれに当らせた。この支配人は、新田支配人と呼ばれ、庄屋、年寄、百姓代の三役も兼ねていた。新田支配人が、新田の経営や事務を行なった事務所が会所である。

調査時の会所跡の状況は、既に人が住まなくなつて20年以上にもなるため、かなり荒れはてていたが、敷地の東半分に庭があり、西半分に主屋などの建物が残存していた。庭には築山があり、主屋に面した部分には小規模な池が存在していた。池には石橋が架けられ築山の頂部にはかつて茶室が存在したことを裏付ける礎石があった。築山に南接して新田の氏神としての竜華神社の社注9があり、神社に至る敷地内の参道は瓦敷であった。敷地西半分の建物は、主屋を中心にして南北に土蔵が2つあり道に面して長屋門があった。長屋門には、高札場が付属していた。敷地内には、確認しただけで井戸が4基残っていた。

大阪府下には、吉松新田の他に戦前までは津守新田（大阪市西成区）市岡新田（大阪市港区）などに会所が残っていたが、現在では、鴻池新田（東大阪市鴻池本町）の会所跡が完存しているのと、加賀屋甚兵衛によって開発された加賀屋新田（大阪市住之江区南加賀屋町）の会所跡の一部が残っているにすぎない。

次に、会所において支配人が経営を行なっていた新田の耕作面積、土地の等級、石高について述べたい。これは、初検の宝永5年の検地帳と再検の享保6年の検地帳からしれる。すなわち宝永5年の耕地面積および等級は、上畠1町7反7畝26歩、中畠4町9反4歩、下畠6町6反4畝18歩、下々畠2町9反8畝18歩であり、石高は113石3斗3升7合である。再検の享保6年では、上畠5町8反7畝3歩、中畠6町9反1畝26歩、下畠5町8反7畝25歩であり、石高は189石6斗3升4合である。初検と再検の数値が異なっているのは、幕府が年貢の増収をはかるため土地の等級を上げたり、検地を厳密に行なった結果である。

吉松新田は、宝永5年の初検と同時に徳川代官の支配となつたが、その後寛政6年永井日向守

直進の預所となり、文化6年永井飛騨守直與の領地に変り、天保11年に再び徳川代官の支配するところとなった。又、地主も表1で明らかなように55年間で5人もの人に変っている。これは鴻池新田の例から見て河内における新田経営があまり利益を伴わなかったのではないかということを思わせる。地主の中で文化2年から天保9年までの兵助、円治郎親子だけが、近隣の小若江村の人である。これは、吉松新田の地主の中で初期の形態を除けば、在村していた地主として特異な例ということができる。

地主の交替に伴って土地建物の売り渡しが行なわれたが、文化2年の譲り渡し証文によりその代金がしられる。それによると当時の値で銀52貫250匁であった。この額を当時の米の小売価を基準にして現在の通貨に直すと、一応約3200万円に相当することになるが、現在と物価の基準が違っているため当時としてはかなりの金額であったと思われる。

新田内に栽培された作物は、耕地が河川敷の砂地であったためか綿が中心であったことが林家文書によりしられる。ただ享和2年5月と6月の文書に麦と菜種が見えるので、一部分でこの作物が栽培されていたことがわかる。これらの栽培に従事した人々は、新田内に居住する下作百姓と、近隣の古村から通いで耕作に来る出小作百姓達であった。出小作百姓については実態が判明していないが、下作百姓については戸数等（表1参照）が宗門人別改帳で判明している。下作百姓となった人々は、北蛇草村など近隣の古村の2、3男などである。

最後に、当初の会所の建物には本格的な台所がついていなかったことを加えておきたい。これは、会所が住居ではなく事務所としての機能しか持たなかつたことを示しており、興味深い事実である。

注1 萩田昭次 「吉松新田会所」『グリーンニュースNo.3』 昭和50年1月刊

^{注2} 井上正雄『大阪府全誌4』大正11年刊

注3 文化2年から天保9年まで吉松新田の地主であった兵助の子孫である小若江在住の林家に伝わる文書

注4 宮本又次 「鴻池善右衛門」『人物叢書3』 昭和33年刊

注5 東大阪市新家の規矩家は、新家村開発者の一人で天正以来の規矩家系図を伝えているほか、多くの文書類を所蔵している。

注6 菊地利夫 「新田開発」『日本歴史新書100』 昭和38年5月刊

注7 表1参照

注8 布施市史編纂委員会 『布施市史2』 昭和42年1月刊

注9 松田謹一氏の教示による。

注10 藤井直正 「鴻池新田会所」『月刊文化財 129』 昭和49年6月刊

V 会所の建築

会所の主屋は随分破壊されていて、土間廻りなどはほとんど形を止めておらず、そのために現状の規模を明示することができない。しかし文化2年（1805）4月の新田支配譲り渡し証文によると、梁間4間、桁行9間半、四方に1間の庇・瓦葺とあって、この規模と現状とを照し合せるとおよそその状態が判明する。つまり梁間（身舎の）は正しく4間あり、桁行も9間半と判断できるが、しかし四方に廻る1間幅の庇については、土間の表とクチノマの表のみしか明確ではなく、その他の部分は半間の縁が廻るか、または庇の存在を認めることができなかった。つまり譲り渡しのあった文化2年以後に外周は大改造されたものと考えられよう。

さて、この主屋は全体につし2階があり、外観は町家のように2階を大壁にし、むしろ窓を造り、屋根は桟瓦葺入母屋造りとしている。平面は向って左が土間（桁行5間）、右が居室で土間と居室の間には1間幅の広舗が表裏に通り、その裏方に3畳の室がありこの室の裏側に戸棚を設けている。しかしこの3畳の室は後補されたもので、当初は表方の広舗が延長して裏まで通り、戸棚も当初はなかった。このことは材の新旧や、柱に残る壁の痕跡から判断できる。土間の表には大戸を設け、また広舗の表にも1間の式台を設けているが、式台の方は当初からあったかどうか

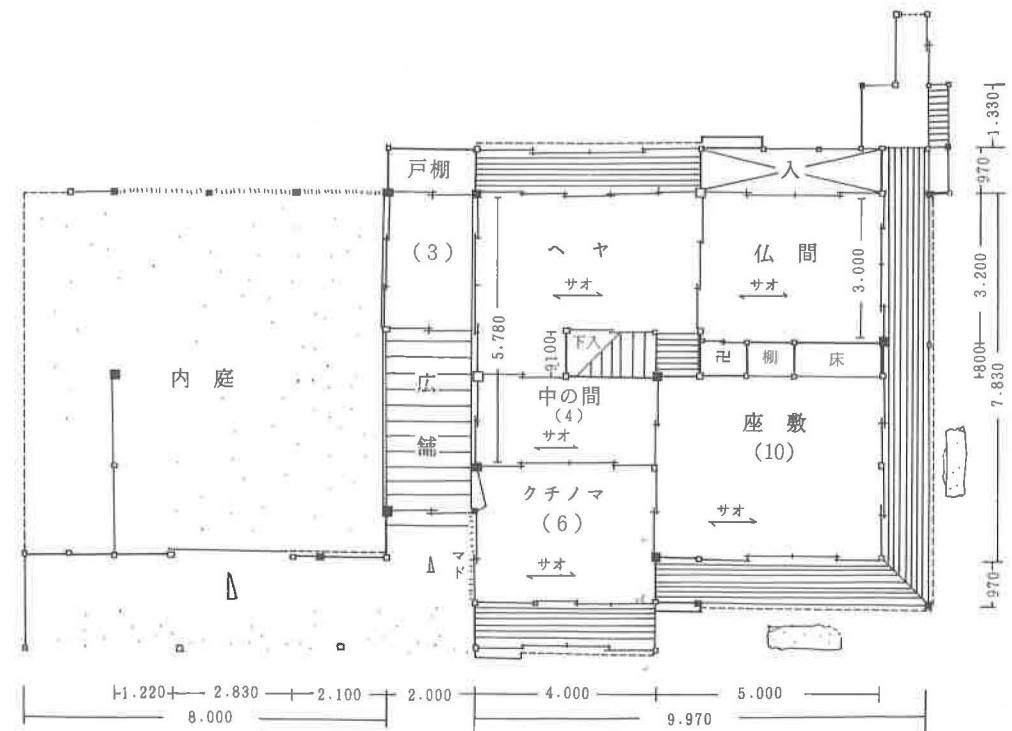


図4 主屋現状平面図

※ 数値の単位はm

か分らない。また土間の裏側には格子が並び、ここは普通の民家では見られない採光壁となっている。土間の下手妻側は完全に破壊されていて現形すら明らかにできない状況である。

居室部分は19世紀の民家と甚だしく類似している。まず広舗に沿う室は、表より6畳、4畳、8畳半（階段あり）の3室が並ぶ。各室の名称は分らないが、民家に当たると表から、クチノマ、中ノマ、ダイドコ（ヘヤ）に相当する。この3室の奥に2室あって、表に10畳という広い座敷、裏に6畳強の室があって両室境に床棚仏壇を配し、この2室間を閉ざしている。この方法は古風であるが、いずれも材が新しく原形は明確にできなかった。なお裏の室は民家で言えばナンドに相当するが、仏壇がこの室の方に向いていて、仏間に相当している。

以上のように居室は5間取りであるが、前述の4畳は広舗から広い座敷へ導く廊下のような役割をしていて、どうも明治以降の改造によるように思われる。

ところで、広舗と居室境の中央にある大黒柱は新しいもので、その上に通る差鴨居は古く、梁間4間のうち裏入側から表へ3間半1本で通り、その構は1本構（現在はその下端に新しく鴨居を張っている）で、裏方半間に戸袋を設けていたことが分った。つまりここは復元図のように3間分が開かれ、雨戸のように6枚の板戸で閉ざすようになっていたのである。さらに面白いことに、クチノマ、中ノマ、ダイドコに相当する3室境の柱や鴨居は悉く後補材であり、また表2室と座敷境も新しく、当初はもう半間座敷寄りに間仕切られていたと考えられるのである。そうすると（座敷は8畳と縮少される）広舗沿いの3室は実は20畳敷の頗る広い1室となり、しかも表裏に長く通り、恰も広間型を思わせる畿内ではめずらしい室となる。但し前記のごとく、表に1間の底部分があったので、正確には広間型とは言えないけれど、ともかく他に例のない室の取り方となる。もっとも鴻池新田会所も仔細に見ると或はここが一室であった可能性もあり（東大阪市の民家参照），これが会所の一形式であったのかも知れない。

奥の2室も改造が甚しく原形は求め得なかったが、一応8畳2室でその境に何かの装置が設けられ、またナンドに当る室の裏側には2間の押入があったらしい。もう一度当初の居室を見ると、表は不明として、20畳の広間と奥に座敷、ナンドを配した、一見広間型3間取りのような間取りとなる。なお広間型3間取りとは畿内には存せず、西方地方或は中部以東などにはほぼ全国的に分布する民家の古形式であり、その同型がここに見られるのは不思議ではあるが、むしろ広間型民家とは無関係に会所形式として必要上考え出されたものと考えるべきであろう。いずれにしろ甚だ興味のある平面であり、その建築時は文献上は求められないが、古い柱などからみて18世紀の中頃まで遡れるのではないかと推察できる。

2階部分は、土間上には中梁に指しかけ梁（登り梁）を架け、全面物置のつしにするが、居室上はすべて天井の低い居室を設ける。特に東面する方に座敷を2室設け、下方に庭を、前方に生駒山系を眺めるように作られている。しかしこれらの2階も恐らく文化2年譲り渡しのときに大改造して設けられたもので、当初は平家建であったと思われる。

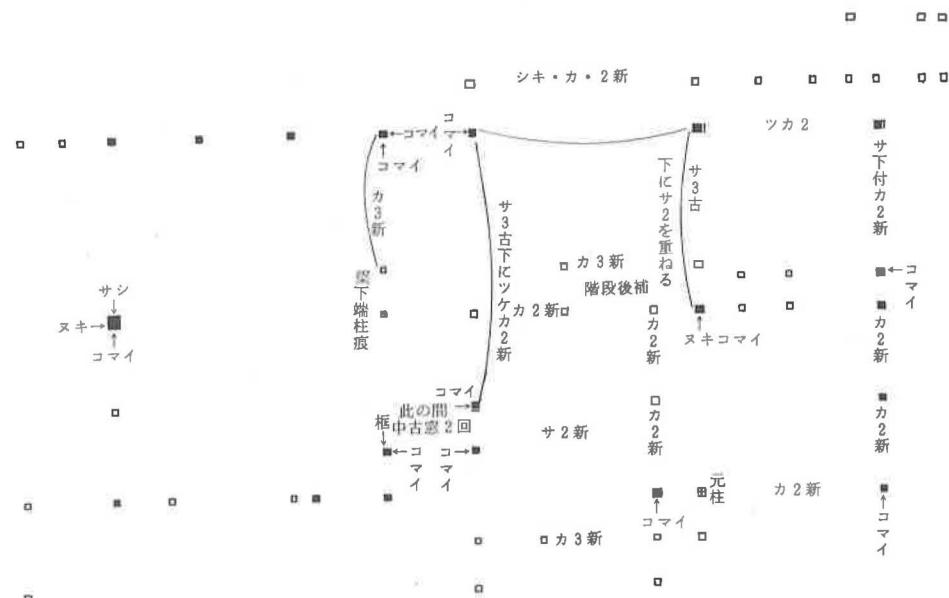


図5 主屋略痕跡図

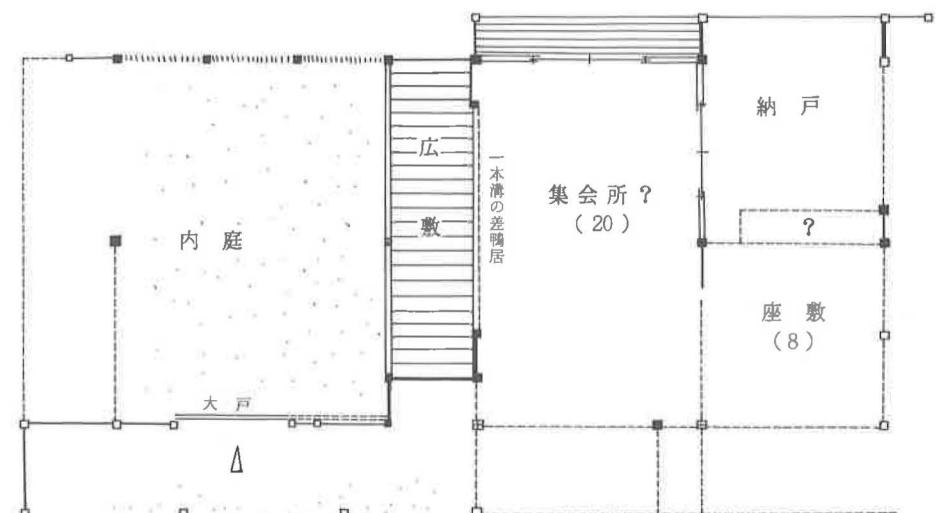


図6 主屋復元平面図

シキ	敷居	■	当初材
力	鴨居	□	後補又は取替材
コマイ	木舞(壁下地)	田	柱が元立っていた
ヌキ	貫	サオ	棹縁天井
サシ	差(指)鴨居		

VII まとめ

1. 吉松新田は、近鉄大阪線長瀬駅付近の東大阪市吉松に所在し、旧長瀬川床を開発して造られた新田である。
2. 吉松新田が所在する隣接地には、同様な新田として菱屋西新田、金岡新田などがあり、いずれも宝永2年の大和川付け替えに伴って開発された新田である。
3. 吉松新田の開発年代は、宝永5年の検地帳の存在と隣接した金岡新田の例から見て、宝永2年には完成していたものと思われる。
4. 吉松新田は、大阪の末長甚兵衛が幕府に願い出て開発した町人請負新田である。この人は隣接の金岡新田の開発者の1人でもあるが、素姓等は確認できない。
5. 吉松新田は、末長甚兵衛により開発されたが、開発と同時に新平、桃八、ようという3人の地主に所有権が移り、在村の有力な百姓達が共同で新田を経営する百姓寄合新田の形態をとった。しかしこれは、初期のみで宝永5年から享保6年の間に上田松之助の1人持となり再度町人請負新田の形態になる。
6. 会所の主屋は、文化2年の譲り渡し証文に記された形状を考えると、それ以降全体に大改造が施されていると思われる。
7. 建築当初の居室は、20畳の広間と奥に座敷、ナンドを配した広間型3間取りと考えられるが、この型式は畿内では本来見られず、他地域の広間型民家とは無関係に、会所形式の必要上考え出されたものと思われる。
8. 建築時の年代は、文献上は求められないが、古い柱などから見て18世紀の中頃まで遡れるのではないかと思われる。また、現状では2階建の建物であるが、これは後補で当初は、平家建であったと思われる。
9. 吉松新田の土地の等級や石高は、初検の宝永5年検地帳より上畠1町7反7畝26歩、中畠4町9反4歩、下畠6町6反4畝18歩、下々畠2町9反8畝18歩で、石高113石3斗3升7合であり、再検の享保6年検地帳によれば、上畠5町8反7畝3歩、中畠6町9反1畝26歩、下畠5町8反7畝25歩で、石高189石6斗3升4合であった。
10. 吉松新田は、宝永5年の初検と同時に徳川代官の支配となったが、その後寛政6年永井日向守直進の預所となり、文化6年永井飛騨守直與の領地に変り、天保11年に再び徳川代官の支配するところとなった。
11. 新田内で栽培された作物は、綿を中心であったが一部麦や菜種も作っていたようである。栽培に専従した下作百姓は、近隣の古村の2、3男達である。



会所跡全景（北より）



主屋正面（南より）



龍華神社全景（西より）



庭全景（南西より）



竜華神社正面（南より）



土蔵全景（東より）



長屋門裏面（東より）



長屋門全景（西より）



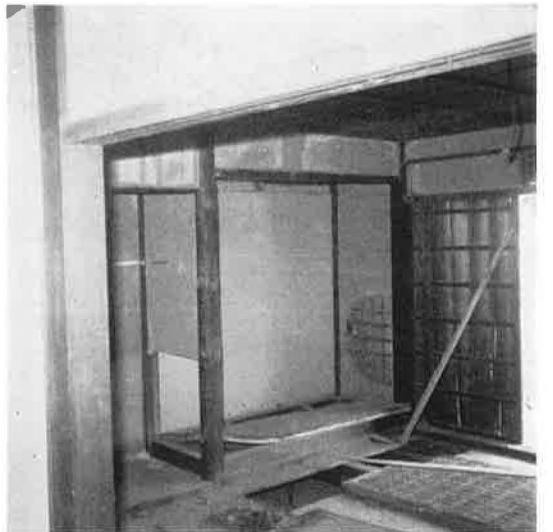
土間上のつしと梁架構



2階階段付近



広敷から中の間を見る



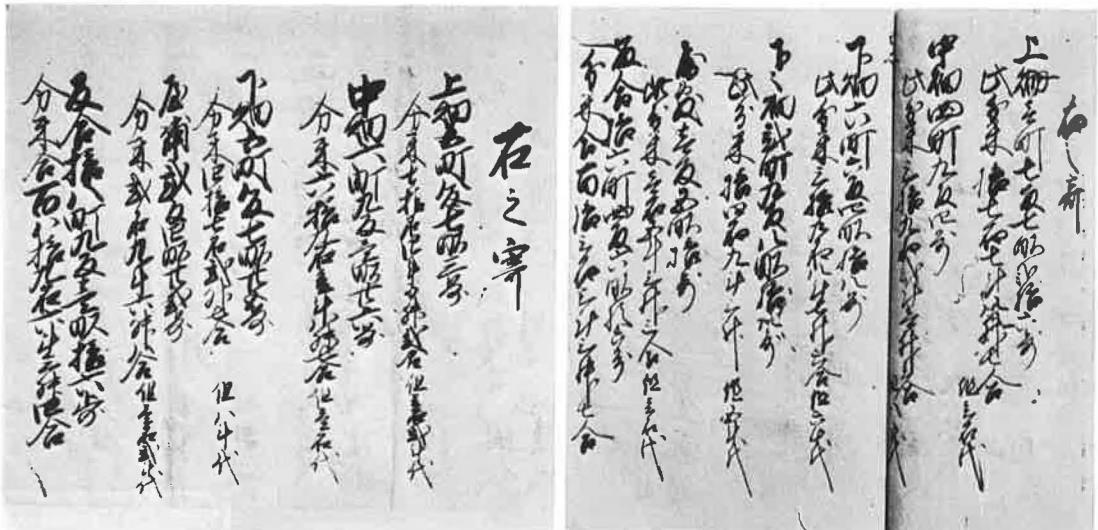
座敷 床



大黒柱(後入れ)と牛梁



居室裏方を土間より見る



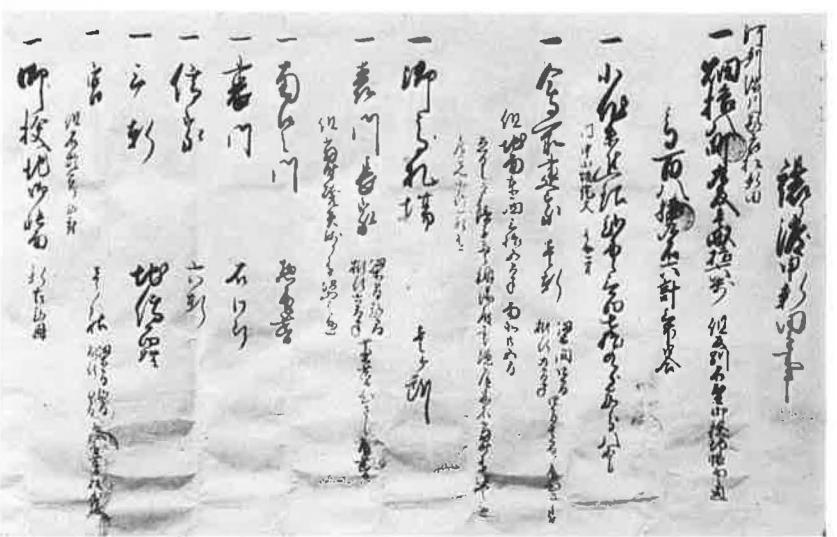
享保 6年 檢地帳（右之寄）

宝永 5年 檢地帳（右之寄）



文政 7年 村絵図

宝永 5年 檢地帳（地主）

文化 2年 譲り渡し証文
(前部分)

吉松新田会所跡調査報告

〈東大阪の歴史 2〉

発行 昭和51年3月31日

発行者 東大阪市遺跡保護調査会

印刷所 はたなか 礼文社